

別記様式

随意契約結果書

物品等の名称及び 数量	古口排水機場等操作点検業務
契約担当官等の氏 名並びにの所属す る部局の名称及び 所在地	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局 新庄河川事務所長 光永 健男 山形県新庄市小田島町5番55号
契約締結日	平成 31年 4月 1日
契約の相手方の 氏名及び住所	戸沢村長 山形県最上郡戸沢村大字古口270番地
契約金額 (消費税及び地方 消費税含む)	1,598,406円(税込み)
予定価格 (消費税及び地方 消費税含む)	非公表
随意契約によるこ ととした理由	別紙「随意契約理由書」のとおり
備 考	

備考 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載する
とともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載
する。

随意契約理由書

1. 契約団体名：戸沢村
2. 業務の名称：古口排水機場等操作点検業務。
3. 契約理由

本業務は、戸沢村古口地内に設置されている河川管理施設において、最上川（本川）洪水時に坊の沢川（支川）への逆流を防止するための古口第二排水樋管及びそのゲート閉塞に伴う内水排除を行う古口排水機場の操作点検を実施するものである。

本業務の実施にあたっては、本川と支川との河川特性、沿川の地形、家屋等資産の分布状況、過去の浸水実績などの現地状況、現地特性を熟知していることが必要である。

上記契約の相手方は、これらについて十分な情報を有し、詳細を熟知していると共に、昭和44年8月発生の最上川大洪水において大きな被害を受けた地域であり、洪水等に対する防災意識は非常に高く、災害時には、排水機場の操作も含め、一帯全域の防災・減災のための体制を確立し、対応にあたることを責務としており、本業務を効果的、効率的に実施することが可能な相手である。

契約内容については、事前に相手方と協議し同意を得ているところであり、昭和48年5月17日付け建設省水政課長・治水課長名による「排水機場の直轄管理及びこれに伴う河川区域の取扱いについて」の通知に基づき、本業務を戸沢村に委託するものである。

契約にあたっては、契約の相手方が一に定められ、競争性のない随意契約によらざるを得ないことから、会計法第29条の3第4項、並びに予決令第102条の4第3号の規定に基づき、随意契約を締結するものである。